答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事(以下「実施機関」という。)が、農林水産部森林整備課の「国有保安林の一部解除について」(以下「本件行政文書」という。)において公開するとした行政文書中、審議対象個所を含む行政文書(詳細は別記1の「対象行政文書の名称」欄に記載のとおり。以下「本件対象行政文書」という。)において、異議申立人が非公開を求めている部分(以下「本件非公開請求部分」という。)のうち、「審査会が公開は適切でないと判断した部分」は非公開とすべきであるが、その他について公開するとした実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

公開請求者は、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成14年7月5日付けで、「平成12年2月保安林解除手続きに関する一切の文書」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る行政文書として本件行政文書を特定し、事業計画書に添付されている「別紙5エージェント調査依頼状況報告」中の個人名、「別紙6保養所検討書類徴収先名簿」中の担当個人名及び添付図面中の管理建築士名を条例第6条第1項第1号に該当するとして非公開とし、それ以外のものについては、同条同項各号のいずれにも該当しないとして公開するとした部分公開決定をし、平成14年8月1日付けでその旨を公開請求者に通知した。

3 異議申立て

実施機関は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が記録されていることから、本件公開請求に際して、条例第12条第1項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えたところ、異議申立人からは本件非公開請求部分の公開に反対の意思を表示した意見書が提出された。しかし、実施機関は、平成14年8月1日付けで本件非公開請求部分を公開するとの部分公開決定を行い、同時に、異議申立人に対して条例第12条第3項の規定に基づき、その旨を通知した。

異議申立人は、本件非公開請求部分を公開するという処分を不服とし、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第48条において準用する第34条の規定に基づき、平成14年8月9日付けで異議申立て及び執行停止の申立てを行ったため、実施機関は、平成14年8月13日付けで本件行政文書の写しの交付の執行停止を決定し、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

- 第3 異議申立ての趣旨及び理由 別記2記載のとおり
- 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨 別記3記載のとおり
- 第5 審査会の判断理由
 - 1 本件行政文書の内容について

本件行政文書は、東北森林管理局長が秋田県知事に国有保安林の指定の一部解除の適否について意見を求めるために提出した行政文書であり、東北森林管理局が作成した保安林解除調書、当該国有保安林地内で温泉湯治保養施設事業を計画した法人(以下「事業計画法人」という。)が作成した「国有保安林解除添付書類の提出について」という表題の文書及び「位置図、保安林解除調査地図、写真その他、関係市町村長の意見書、事業計画図兼代替施設計画図、事業計画書、代替施設計画書、許認可証書の写し及び同意書、法人登記簿又は団体の代表者の氏名、住所、組織運営に関する書類、資金調達を証する書類、設計書、土量計算等の書類、保安林解除図兼面積計算書、面積計算書、添付図面」で構成されている。

そのうち、本件対象行政文書の内容は、次のとおりである。

(1) 事業計画書

十和田八幡平国立公園の玉川温泉地区における事業計画の内容を明らかにするために作成された書類であり、事業の概要、施設計画、施設の内容、保安林解除面積について必要とする根拠、事業等に要する資金の総額及びその調達方法、事業等に要する経費等が記載されている。

(2) 別紙

事業計画書において説明している数値などの詳細な資料であり、全体計画一覧表、新玉川B地区にふさわしい計画の推薦について(平成9年12月18日付けの秋田県知事から秋田営林署長あて文書)、現玉川温泉の宿泊客実態調査資料、エージェント調査依頼状況報告、保養所検討書類徴収先名簿、玉川温泉宿泊客別月別予想等が含まれている。

(3) 法人登記簿又は団体の代表者の氏名、住所、組織運営に関する書類 事業等の実施の確実性を確認するための信用状況を示す書類であり、事業計画法 人の登記簿、定款、取締役会議事録、第1期決算報告書が含まれている。

(4) 資金調達を証する書類

事業等の実施の確実性を確認するための資金関係を示す書類であり、新株発行割 当名簿 (現行の株割当名簿)、新株発行割当名簿 (150,000 千円の株割当名簿)、株 式払込金保管証明書、資金貸付検討案件報告書、「事業計画法人の施設 (建設)」に 関する協定、合意書、履歴事項全部証明書(協定の相手方)、定款(協定の相手方)、 第54~56期事業報告書(協定の相手方)が含まれている。

2 本件非公開請求部分に係る条例第6条第1項第2号該当性について

異議申立人は、本件非公開請求部分が、条例第6条第1項第2号に該当すると主張 しているので、この点について検討する。

(1)条例第6条第1項第2号の解釈について

本号本文は、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものが記録されている行政文書は非公開とすることを規定している。

本号本文は、法人等及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、 保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの事業活動その他正当な 利益を害することとなるような情報は、公開しないこととしたものである。

また、本号ただし書においては、

- (一) 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められるも の
- (二) 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれ のある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められるも の
- (三)(一)又は(二)に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上 必要と認められるもの

のいずれかに該当する場合には公開することとしている。

これは、現代社会において、法人等企業は、大きな社会的存在となっており、その活動が社会に及ぼす影響も大きく、社会的責任が求められていることから、公益 上の必要がある場合等ただし書に当たるものについては、公開することとしたものである。

(2) 本件非公開請求部分の該当性について

本件対象行政文書中の非公開請求部分は、法人等又はこれに関係する法人等の情報であることは明らかであるので、法人等に関する情報に該当すると認められる。 本号への該当性について、以下順に検討する。

ア 事業計画書

(ア) 別記1の①の「株主名」は、株式の所有に関する情報であり、証券取引所上場企業における大株主のように公表されているものを除き、一般に、株主であ

る法人等にとって企業上の秘密、財産上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

なお、株主の総数の「合計10名」という表記は、これにより特定の株主名が識別され得る情報ではないことから、公開することにより、事業計画法人の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるとは認められない。

(イ) 別記1の事業等に要する資金の総額及びその調達方法における②の「資金総額」、「金額」、「別紙2及び3に関する記載事項」、※1のうちの「金額」、「株式数」、また、③の※2の「資金調達方法の種類及び名称を示す表記」、※3の部分すべては、事業計画法人の特定の事業に関する資金計画の情報であり、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

なお、②の種類及び名称欄の「その他資金」という表記は、これにより具体 的な資金計画を明らかにする情報ではないことから、公開することにより、事 業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるとは認められない。

イ別紙

- (ア) 別記1の④の「主たる構成員」は、株式の所有に関する情報であり、証券取引所上場企業における大株主のように公表されているものを除き、一般に、株主である法人等にとって企業上の秘密、財産上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。
- (4) 別記1の⑤の「別紙4現玉川温泉の宿泊客実態調査資料」の「3) 玉川温泉宿泊客需要予想」のうちの表題を除く具体的な記載事項は、事業計画法人の特定の事業に関する収支計画の情報であり、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

なお、⑤の「別紙4現玉川温泉の宿泊客実態調査資料」の「1)顧客設定」及び「2)宿泊客状況並びに予想」における記載事項は、事業の目的や一般に公表されている観光客に関する情報であり、これにより具体的な収支計画を明らかにする情報ではないことから、公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるとは認められない。

(ウ) 別記1の⑥の「別紙5エージェント調査依頼状況報告」、⑦の「別紙6保養所検討書類徴収先名簿」、⑧の「別紙7玉川温泉宿泊客別月別予想」のうちの表題を除く具体的な記載事項は、事業計画法人の特定の事業に関する収支計画の情報であり、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

なお、⑥の「別紙5エージェント調査依頼状況報告」、⑦の「別紙6保養所検討書類徴収先名簿」、⑧の「別紙7玉川温泉宿泊客別月別予想」の表題は、これにより具体的な収支計画を明らかにする情報ではないことから、公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められない。

- ウ 法人登記簿又は団体の代表者の氏名、住所、組織運営に関する書類
 - (ア) 別記1の⑨の事業計画法人の定款の「発起人の住所、氏名、発起人が引き受けた株式数及び引受価額、印影」は、株式の所有に関する情報であり、証券取引所上場企業における大株主のように公表されているものを除き、一般に、株主である法人等にとって企業上の秘密、財産上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。
 - (4) 別記1の⑩の「取締役会議事録」のうちの表題を除く具体的な記載事項には、事業計画法人の経営内容全般に関する情報が記録されており、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。なお、⑩の「取締役会議事録」の表題は、これにより具体的な経営内容全般を明らかにする情報ではないことから、公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められない。
 - (ウ) 別記1の第1期決算報告書における⑪の「資金調達に係わる会社名」は、事業計画法人の特定の事業に関する資金計画の情報であり、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。
 - (エ) 別記1の第1期決算報告書における⑫の営業収益、経常利益、当期利益、総 資産の「金額」は、事業計画法人の損益状況及び資産状況を示す情報であり、

一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の経営状況及び財産状況が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

(オ) 別記1の第1期決算報告書における⑫の「株主名、持株数、持株比率」の表の具体的な記載事項は、株式の所有に関する情報であり、証券取引所上場企業における大株主のように公表されているものを除き、一般に、株主である法人等にとって企業上の秘密、財産上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

なお、株主名の表の「株主名、持株数、持株比率」の表記は、これにより特定の株主名が識別され得る情報ではないことから、公開することにより、事業計画法人の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるとは認められない。

エ 資金調達を証する書類

(7) 別記1の⑬及び⑭の「株主名並びに新株割り当て先名、現在所有の株数・金額、新株割当の株数・金額、合計の株数、金額、比率」の表の具体的な記載事項は、株式の所有に関する情報であり、証券取引所上場企業における大株主のように公表されているものを除き、一般に、株主である法人等にとって企業上の秘密、財産上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

なお、「株主名並びに新株割り当て先名、現在所有の株数・金額、新株割当の 株数・金額、合計の株数、金額、比率」という表記は、これにより特定の株主 名が識別され得る情報ではないことから、公開することにより、事業計画法人 の株主である法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるとは認められな い。

(4) 別記1の⑤の「設備投資額の総額、主要施設内訳の施設別事業費明細、資金調達内訳の名称、合計・初年度・2年度目の金額・比率」は、事業計画法人の特定の事業に関する資金計画の情報であり、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

なお、「資本金の額」は、登記簿で何人でも閲覧できる情報であることから、 公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれ るとは認められない。

- (ウ) 別記1の⑮の「保証予定銀行名」は、事業計画法人と金融機関との具体的取引関係及び資金関係に関する情報であり、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。
- (エ) 別記1の事業計画法人が行う事業の協定に関して、⑩の協定の「相手方の会社の住所・会社名・代表者名・会社の印影」、⑰の合意書の「工事受注予定者の会社の会社名・住所・代表者名・会社の印影」、⑱の協定の相手方の「履歴事項全部証明」、⑲の協定の相手方の「定款」、⑳の協定の相手方の「第54・55・56期事業報告書」は、事業計画法人と協定の相手方との具体的取引関係及び資金関係に関する情報であり、一般に、これらの情報は、法人等においては内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると法人等の資金調達力や経営戦略が明らかになる情報である。したがって、これらの情報を公開することにより、事業計画法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。

(3) ただし書への該当性について

本件非公開請求部分は、十和田八幡平国立公園の玉川温泉地区における事業計画の内容を明らかにするために作成された書類の中の事業の概要、施設計画、施設の内容、保安林解除面積について必要とする根拠、事業等に要する資金の総額及びその調達方法、事業等に要する経費等が記載されたものの一部であるが、事業計画法人の事業活動により、人の生命、身体又は健康に危害が加えられるおそれがあるとは認められないこと、事業計画法人の事業活動が違法又は不当な事業活動に当たるとは認められないこと、「公開することが公益上必要と認められるもの」に該当する特段の事情も窺えないことから、ただし書(一)~(三)のいずれにも該当しないと判断する。

3 まとめ

以上のとおり、別記1の「審査会が公開は適切でないと判断した部分」は、条例第6条第1項第2号に該当し非公開とすべきであるが、その他の部分については、条例第6条第1項各号に規定する非公開情報のいずれにも該当しないため、実施機関が公開するとしたことは妥当である。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 9月 9日	・諮問(第71号)
平成14年10月11日	・実施機関(農林水産部森林整備課)からの公開理由
	説明書の受理
平成15年 2月13日	・異議申立人からの公開理由説明書に対する意見書の
	受理
平成15年 2月24日	・異議申立人からの意見の聴取
(第118回審査会)	・実施機関からの公開理由の聴取
平成15年 4月18日	• 審議
(第119回審査会)	
平成15年 5月 9日	・異議申立人からの公開理由説明書に対する意見書(補
	足分)の受理
平成15年 5月15日	・審議
(第120回審査会)	
平成15年 6月28日	· 審議
(第121回審査会)	
平成15年 7月31日	• 審議
(第122回審査会)	
平成15年 9月 1日	• 審議
(第123回審査会)	
平成15年10月11日	• 審議
(第124回審査会)	

別記1

川記 1 対象行政文書の名称		異議申立人が非公開を求めている部分		審査会が公開は適切でないと判断した部分	
事業計画書	事業計画法人の株主構	1	「株主名」、株主の総数の「合	「株主名」	
	成		計10名」という表記		
	事業等に要する資金の	2		左記のうちの種類及び名称欄	
	総額及びその調達方法		欄の「自己資金以外の名称」、	の「自己資金、その他資金以	
			金額欄の「金額」、摘要欄の	外」の表記を除くすべての記	
			「別紙2及び3に関する記	載事項	
			載事項」		
			※1の自己資金の「金額」、	左記すべて	
			株式払込済額の「株式数、		
			金額」、未払込みの「株式数、		
			金額」		
		3	※2の資金調達方法の種類	左記すべて	
			及び名称を示す表記		
			※3の部分すべて	左記すべて	
別紙	別紙3新玉川B地区に	4	「主たる構成員」	「主たる構成員」	
	ふさわしい計画の推薦				
	について				
	別紙4現玉川温泉の宿	(5)	すべて 「1)顧客設定、	左記の「3) 玉川温泉宿泊客	
	泊客実態調査資料		2) 宿泊客状況並びに予想、	需要予想」のうちの表題を除	
			3) 玉川温泉宿泊客需要予想 」	く具体的な記載事項	
	別紙5エージェント調	6	すべて	「別紙5エージェント調査依	
	查依賴状況報告			頼状況報告」の表題を除く記	
				載事項	
	別紙6保養所検討書類	7	すべて	「別紙6保養所検討書類徴収	
	徴収先名簿			先名簿」の表題を除く記載事	
				項	
	別紙7玉川温泉宿泊客	8	すべて	「別紙7玉川温泉宿泊客別月	
	別月別予想			別予想」の表題を除く記載事	
				項	
法人登記簿又は	事業計画法人の定款	9	「発起人の住所、氏名、発	左記すべて	
団体の代表者の			起人が引受けた株式数及び		
氏名、住所、組			引受価額、印影」		
織運営に関する	取締役会議事録	10	すべて	取締役会議事録の表題を除く	
書類				記載事項	
	第1期決算報告書	11)	「資金調達に係わる会社名」	左記すべて	
		12	営業収益、経常利益、当期	左記すべて	
			利益、総資産の「金額」		
			「株主名、持株数、持株比	株主名の表の「株主名、持株	
			率」	数、持株比率」の表記を除く	
				具体的な記載事項	

対象行政文書の名称		異議申立人が非公開を求めている部分		審査会が公開は適切でないと判断した部分		
資金調達を証す	別紙1新株発行割当名	13	「株主名並びに新株割り当	左記のうちの「株主名並びに		
る書類	簿 (現行の株割当名簿)		て先名、現在所有の株数・	新株割り当て先名、現在所有		
			金額、新株割当の株数・金	の株数・金額、新株割当の株		
			額、合計の株数、金額、比	数・金額、合計の株数、金額、		
			率」	比率」の表記を除く具体的な		
				記載事項		
	新株発行割当名簿	14)	「株主名並びに新株割り当	左記のうちの「株主名並びに		
	(150,000 千円の株割		て先名、現在所有の株数・	新株割り当て先名、現在所有		
	当名簿)		金額、新株割当の株数・金	の株数・金額、新株割当の株		
			額、合計の株数、金額、比	数・金額、合計の株数、金額、		
			率」	比率」の表記を除く具体的な		
				記載		
	別紙2-1資金貸付検	15	「設備投資額の総額」、「主	左記のうちの「資本金の額」		
	討案件報告書		要施設内訳の施設別事業費	を除くすべて		
			明細」、「資金調達内訳の名			
			称、合計・初年度・2年度			
			目の金額・比率」、「資本金			
			の額」			
			「保証予定銀行名」	「保証予定銀行名」		
	別紙3事業計画法人の	16	「相手方の会社の住所・会	左記すべて		
	施設(建設)に関わる		社名・代表者名・会社の印			
	協定		影」			
	別紙3-1合意書	17)	「工事受注予定者の会社の	左記すべて		
			会社名・住所・代表者名・			
			会社の印影」			
	協定の相手方の「履歴	18	すべて	左記すべて		
	事項全部証明書」					
	協定の相手方の「定款」	19	すべて	左記すべて		
	協定の相手方の「第	20	すべて	左記すべて		
	54期事業報告書」					
	協定の相手方の「第		すべて	左記すべて		
	55期事業報告書」					
	協定の相手方の「第		すべて	左記すべて		
	56期事業報告書」					

異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件行政文書について実施機関が平成14年8月1日付けで行った部分公開決定に対して、本件非公開請求部分について、非公開とすることを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

○ 条例第6条第1項第2号該当性について

公開請求された行政文書には、資金調達方法、保養所検討書類徴収先名簿、取締役会議事録、営業報告書、株主名簿、融資関係書類、建設に関する協定資料、合意書などがあるが、公開されることにより、競争上の地位や事業運営上の地位が侵害されると考えている。

資金調達方法、保養所検討書類徴収先名簿、株主名簿、融資関係書類、建設に関する協定資料、合意書、当社以外の商業登記簿謄本・定款・事業報告書については、公開されることにより、当社と関係者との信頼関係が著しく損なわれることとなることから非公開とすべきであると考えている。特に、資金調達方法については、現在及び将来の資金調達に影響を与えるものである。

また、現在進行している事業内容が当時の計画とは異なり、既に関係がなくなった 関係先・企業などがあることから、公開されることにより、それらへの影響が懸念さ れる。したがって、関係先・企業に関わる情報(法人名称・代表者氏名・住所・印影 など)は非公開とすべきであると考えている。

さらに、既に現地には2法人の競合施設が2カ所あることから、保養所検討書類徴収先名簿などの情報が公開されることにより、今後の競争上の地位や事業運営上の地位が侵害されると考えている。

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 条例第6条第1項第2号該当性について

(1) 公開理由

秋田県情報公開条例第6条第1項第2号に該当して、公開することにより当該法人 等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められる場 合には非公開とすることとなる。

この地位が損なわれるとは、法人等の事業活動に、何らかの不利益を生ずるというだけでは足りず、具体的かつ客観的に法人等の事業を営む上で競争上等の地位が侵害されると認められる場合と考えられるが、本件行政文書にはこれに該当する事項はなく、公開しても差し支えがないと考えている。

(2) 具体的内容

① 競争上の地位が損なわれることについて

本事業は県の「北緯40度シーズナルリゾートあきた」の基本構想に基づき、選定された企業により国立公園内の保安林内で実施されるものであり、今後新たな競争相手の進出はなく、顧客予定数関連資料、客室数、その他事業規模等内容を公開しても、事業実施企業に不利益をもたらすとは考えられない。

また、資金調達と関係団体の公開であるが、資金は、融資、株主に対する新株割り当て、他者からの調達で、新株割り当て、その他の建設企業の一時立て替え等は、一般的資金調達方法で特別な企業ノウハウではなく公開しても差し支えがないと考えている。関係団体名の公開も資金調達に悪影響を及ぼすとはいえない。

② 事業運営上の地位が損なわれることについて

取締役会議事録には、2件の議題の審議状況が記録されているが、公開しても事業運営に悪影響があるとは思われない。また、関係会社名や工事受注予定会社の履歴事項全部証明・定款・事業報告書については、公開しても事業運営上の地位が損なわれるとはいえない。

③ 社会的な地位が損なわれることについて

異議申立人は、本件文書の作成から数年経過しており、その後の状況変化によって現在の事業に関連のない法人への悪影響があることを主張しているが、公開することによりそれらの法人の社会的な地位が具体的に侵害されるとは認められないし、その他公開することにより、社会的な地位が損なわれるものに該当するものがあるとはいえない。

秋田県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

区分	氏	名	職名	備	考
会長代理	小賀野	晶一	千葉大学法経学部教授		
	佐藤	了 子	聖霊女子短期大学講師		
	柴 田	一宏	弁護士		
会 長	平川	信夫	弁護士		
	本 田	雅子	秋田経済法科大学経済学部助教授		

(平成15年10月15日現在)